

土砂災害特別警戒区域に指定された土地の固定資産税評価について

平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づき、平成26年3月28日の県告示分をもって指定予定分箇所について指定が完了しました。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された土地は、①特定の開発行為に対する制限や②建築物の構造規制、③建築物の移転等の勧告及び支援措置が発生することから、その影響を考慮し、固定資産税を算出するもととなる固定資産税の評価額に対し以下のとおり減価を行います。

減価の対象となる土地	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された土地のうち ○宅地 ○宅地の評価に準じた評価をしている土地（雑種地、市街化区域農地等）	
減価率	画地に占める特別警戒区域の割合が3割未満の場合	補正率0.9
	同割合が3割以上6割未満の場合	補正率0.8
	同割合が6割以上の場合	補正率0.7
評価の実施時期	1月1日現在で指定されている土地について、翌年度課税分から実施 （例えば、平成27年1月1日までに土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、平成27年度課税から実施）	

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域